

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第14条の2第1項	同居の承認	建築住宅課

1 承認基準は、盛岡市コミュニティ住宅条例施行規則（平成10年規則第22号）第8条第1項を承認の基準とするほか、次のとおりとする。

- (1) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。
- (2) 承認を得ようとする者又はその同居者が病気にかかっていることその他の特別の事情があると認めるときは、盛岡市コミュニティ住宅条例施行規則第8条第1項にかかわらず、承認を行うことがある。

2 標準処理期間は、15日とする。